

# 埼玉県養護教諭会規約

## 第一章 総 則

第1条 本会は埼玉県養護教諭会と称する。

第2条 本会は埼玉県養護教諭をもって組織する。

第3条 本会の事務局は会長所属の学校に置く。

## 第二章 目的及び事業

第4条 本会は学校保健の目的及び事業の達成のため学校保健会に協力し、児童・生徒の健康保持に期すことを目的とする。

第5条 本会は前条の目的達成のために次の事業を行う。

- 1 学校保健全般の普及徹底に関する事項
- 2 保健教育の普及徹底に関する事項
- 3 会員相互の資質の向上に関する事項（研究部をおくことができる）
- 4 学校保健の厚生施設に関する事項
- 5 関係団体との連絡協力に関する事項
- 6 その他本会の目的達成のため必要と認められる事項

## 第三章 役 員

第6条 本会に次の役員を置く。

- 1 会 長 1名
- 2 副 会 長 4名
- 3 常任理事 3名
- 4 理 事 第9条による
- 5 会 計 3名
- 6 書 記 3名
- 7 幹 事 5名
- 8 監 事 2名

各役員については、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校から配置する。

前項の他顧問及び参与を置くことができる。

第7条 会長及び副会長は理事会において選出する。

会長は会を統理する。

副会長は会長を補佐し会長事故あるときはこれを代理する。

第8条 埼玉県学校保健会へ次の役員を置く。

- 1 常任理事 1名（会長）

第9条 理事は各支部において1名選出する。

ただし会員数が50名以上の支部、ならびに高等学校支部は2名、高等学校定時制2名、特別支援学校2名とする。

第10条 顧問及び参与は会長之を委嘱し、また特別会員を置くことができる。

顧問は会長の諮問に応じ参与は会務に参画する。

第11条 役員の内任期は2年とする。

補欠役員の内任期は前任期者の残任期間とする。役員の内任期満了後といえども後任者の就任まではその職を行うものとする。

## 第四章 会 議

第12条 会議は、議会、総会、常任理事会、理事会および支部会とする。

総会は本会の最高決議機関であって全会員をもって組織し毎年度初めに会長之を招集する。

ただし必要あるときは、臨時総会を開くことができる。

常任理事会および理事会は随時会長之を招集しその議長となる。

支部会は各支部の理事が招集する。

第13条 総会は次の事項を審議する。

- 1 会の規約決定および変更
- 2 予算および決算
- 3 事業報告
- 4 役員の内任に関する承認と決定
- 5 その他必要な事項

第14条 理事会は別に定めるものの他、次の事項を行う。

- 1 総会において委任せられた事項
- 2 会長において重要と認められた事項

第15条 支部会は下の事項を行う。

- 1 理事会において定められた事項の伝達と審議
- 2 各支部の運営について

第16条 総会および理事会の議事は出席者の過半数をもって決す。

## 第五章 会 計

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

本会の経費は会員の分担金をもってこれにあてる。

## 第六章 附 則

第18条 本会則は昭和38年6月25日一部改正  
本会則は昭和44年9月30日一部改正  
本会則は昭和50年6月24日一部改正  
本会則は昭和53年6月29日一部改正  
本会則は昭和56年6月17日一部改正  
本会則は昭和58年6月 3日一部改正  
本会則は平成 5年5月25日一部改正  
本会則は平成 6年5月24日一部改正  
本会則は平成10年5月26日一部改正  
本会則は平成17年6月 1日一部改正  
本会則は平成20年5月20日一部改正  
本会則は平成22年5月26日一部改正  
本会則は平成30年5月22日一部改正